

平成二十一年三月三十一日受領
答弁第二三三九号

内閣衆質一七一第二三九号

平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する
質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ある刑事事件に係る刑事訴訟の手続きに関して閣僚が言及すること」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

二から八まで、十及び十二について

御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。

なお、我が国の刑事訴訟手續については、公共の福祉の維持と個人の基本的人權の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することができるよう、令状主義を始めとする厳格な手續が法定されているところである。

九について

与謝野財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融、経済財政政策）は、お尋ねの取調べや聴取の実態につい

て把握する立場にはない。

十一について

平成十九年の刑事裁判の第一審における有罪率は、約九十九・九パーセントであったと承知している。